

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成 20 年度
条 例 名	神奈川県中山間地域等農業活性化支援基金条例		
条 例 番 号	平成 12 年神奈川県条例第 62 号	法 規 集	第 9 編第 1 章第 1 節
所 管 部 局 室 課	環境農政部農地課		
条 例 の 概 要	中山間地域等（平野の外縁部から山間地にかけての農業の生産条件が不利な地域）における継続的な農業生産活動を支援するための神奈川県中山間地域等農業活性化支援基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本基金は、食料・農業・農村基本法に基づき農業及び農村の持つ多面的機能を確保するために設けられたものであり、現在でも設置する必要がある。この条例は、地方自治法第241条第1項及び第8項の規定に基づき、本基金の設置、管理及び処分に関し必要な事項を定めたものであり、必要な条例である。	食料・農業・農村基本法第35条
	有効性 （ 現行の内容 で課題が解 決できるか。 ）	本条例に基づき、平成12年度以降1市5町に交付された結果、耕作放棄地発生が防止され、中山間地域等の農業の振興や、県民が享受する農業及び農村の持つ多面的機能の発揮に有効に機能している。	交付実績 15年度 8,258千円 16年度 8,258千円 17年度 4,507千円 18年度 4,817千円 19年度 4,806千円
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	本基金は、5年間継続して実施する事業に要する経費に充てられるため、安定的な財源を確保する必要がある。そのため、毎年度、国からの交付金を積み立てて資金を造成しており、効率的に運用されている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基本 的な方針に 適合してい るか。 ）	本条例に基づく基金の充当は、中山間地域等における継続的な農業生産活動の支援に寄与しており、農林水産業の有する多面的機能の発揮と循環型社会への貢献を掲げた神奈川力構想の考え方に合致している。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	食料・農業・農村基本法に定める中山間地域等の振興を目的とし、地方自治法上の基金として必要な事項を定めている条例であり、憲法・法令に抵触しない内容である。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	基金を充当する事業制度（国との協調事業）の期限となっている平成 21 年度に改正の必要性を検討する。
次回見直し予定	—	見直し規定の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>